

産業廃棄物管理票（マニフェスト）の一例

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) 巨票									
交付年月日	平成 16 年 3 月 6 日		交付番号	20334024896		登録番号	交付担当者		氏名 田中 OO
事 業 者 (排 出 者)	氏名又は名称 株式会社〇〇工業					事 業 場 (排 出 事 業 場)	名称 株式会社〇〇工業 ××工場		
	住所 〒XXX-XXXX 電話番号 ΔΔΔΔ-ΔΔ-ΔΔΔΔ 香川県〇〇市1-2-3						所在地 〒XXX-XXXX 電話番号 ΔΔΔΔ-ΔΔ-ΔΔΔΔ 香川県〇〇市2-:		
産 業 廃 棄 物	種類(普通の産業廃棄物) ☐ 0100 燃えがら ☐ 1200 金属くず ☐ 3000 引火性廃油 ☐ 7424 燃えがら(有害) ☐ 0200 汚泥 ☐ 1300 ガラス・陶磁器くず ☐ 7010 引火性廃油(有害) ☐ 7425 廃油(有害) ☐ 0300 廃油 ☐ 1400 鉛さい ☐ 7100 強酸 ☐ 7426 汚泥(有害) ☐ 0400 廃酸 ☐ 1500 がれき類 ☐ 7110 強酸(有害) ☐ 7427 廃酸(有害) ☐ 0500 廃アルカリ ☐ 1600 家畜のふ ☐ 7200 強アルカリ ☐ 7428 炭アルカリ(有害) ☒ 0600 廃プラスチック類 ☐ 1700 家畜の糞 ☐ 7210 炭アルカリ(有害) ☐ 7429 ばいじん(有害) ☐ 0700 紙くず ☐ 1800 ばいじん ☐ 7300 感染性廃棄物 ☐ 7430 13号廃棄物(有害) ☐ 0800 木くず ☐ 1900 13号廃棄物 ☐ 7410 PCB等 ☐ ☐ 0900 繊維くず ☐ 4000 動物多量不景物 ☐ 7421 廃石綿等 ☐ ☐ 1000 動植物性残さ ☐ ☐ 1100 ゴムくず ☐ 7422 指定下水汚泥 ☐ ☐ 1100 ゴムくず ☐ 7423 鉛さい(有害) ☐					種類(特別管理産業廃棄物) ☐ 7424 燃えがら(有害) ☐ 7425 廃油(有害) ☐ 7426 汚泥(有害) ☐ 7427 廃酸(有害) ☐ 7428 炭アルカリ(有害) ☐ 7429 ばいじん(有害) ☐ 7430 13号廃棄物(有害)			
	数量(及び単位) 20m³ パラ					産業廃棄物の名称 養生用ビニール ① 有害物質等 ② 備考・通信欄			
中間処理 産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) ☐ 帳簿記載のとおり ☐ 当票記載のとおり								
最終処分 の場所	名称/所在地/電話番号 ☐ 委託契約書記載のとおり ☒ 当票記載のとおり ΔΔ処理センター㈱ 香川県××市7-8-9 ΔΔΔΔ-ΔΔ-ΔΔΔΔ								
運搬 委託者	氏名又は名称 ㈱ 〇〇環境 住所 〒XXX-XXXX 電話番号 ΔΔΔΔ-ΔΔ-ΔΔΔΔ 香川県ΔΔ市3-4-5					運搬先の事業場(処分事業場) 名称 ㈱ ××興産 〇〇センター ⑦ 所在地 〒XXX-XXXX 電話番号 ΔΔ ΔΔ-ΔΔΔΔ 香川県〇〇市5-6-7 ⑧			
処分 委託者	氏名又は名称 ㈱ ××興産 住所 〒XXX-XXXX 電話番号 ΔΔΔΔ-ΔΔ-ΔΔΔΔ 香川県〇〇市5-6-7					積 又は 保管 名称 所在地 〒 電話番号			
運搬担当者	氏名 山田 太郎		受領印	運 搬 日 平成 16 年 3 月 16 日		有価物数量	数量(及び単位)		
処分担当者	氏名 ㈱ ××興産〇〇センター 山本 ΔΔ印		処分印	処 分 日 平成 16 年 3 月 20 日		最終処分	平成 16 年 3 月 27 日		
最終処分 を行った場所	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所においては委託契約書記載の番号) 委託契約書のとおり ⑩								

①産業廃棄物の名称に記載されている名称を、調査票の①廃棄物の名称に記入してください。

産業廃棄物の名称に記載が無い場合は、

②チェックのついている産業廃棄物について、調査票の①廃棄物の名称および②分類番号に記入してください。

③数量について、産業廃棄物の種類ごとに1年間の数量を合計し、調査票の③年間発生量(自社中間処理前量)に記入して下さい。単位も忘れず○を付けてください。

⑦運搬先の事業場(処分事業場)に記載されている名称を、⑦処理・処分先又は再生利用先の名称に記入してください。

⑧運搬先の事業場(処分事業場)に記載されている所在地を、⑧処理・処分先又は再生利用先の所在地に記入してください。

⑨処分方法に記載されている処分方法を、⑨処理方法の1次処理の欄に記入してください。

⑩最終処分を行った場所の欄に「委託契約書のとおり」となっている場合は、委託契約書を確認し、⑩処理後の処分方法に該当する番号に○を付けてください。

岡山県産業廃棄物実態調査 よくあるお問い合わせ

調査目的・回答等

Q 1. 何のために行う調査か？

A 1. 廃棄物処理法に基づく都道府県廃棄物処理計画を策定するために必要な調査です。産業廃棄物の発生量や最終処分量の現状を把握し、併せて将来の予測を行います。調査結果に基づいて、今後必要とする施策を計画に定めて推進します。

Q 2. 調査結果は公表するのか？

A 2. 「地域の産業廃棄物処理の状況」を取りまとめた上で、調査結果として公表します。ご回答いただいた内容は、すべて統計的に処理し、個々の事業所のデータを公表することはありません。また、データは厳重に管理し、調査の目的以外には使用することはありません。

Q 3. 提出期限内に間に合いそうもないのですが、どうすればいいですか？

A 3. 期限が過ぎていても返送してください。

Q4. 廃業、休業、県外移転により事業を行っていませんが、どうすればいいですか？

A 4. 令和6年度に事業をされていしたら、事業を引き継がれている事業所でご回答ください。
6年度に事業をされていない場合は、余白部分に廃業、移転等と記載し返送してください。

調査票の送付（受取）

Q 5. 調査票が重複して送付された場合

A 5. 調査票の形式により対応が異なります。次の確認をお願いします。

①調査票の形式が同じだった場合

送付時の誤りです。重複しているいずれかの調査票に記入してください。

記入しなかった調査票も含め、全ての調査票を返送して下さい。

②調査票の形式が異なる場合

それぞれ必要な調査となります。事業ごとに廃棄物の状況を記入してください。

例えば、建設業と製造業の場合、建設業の用紙には自社の建設工事に伴う廃棄物の状況を、製造業の用紙には製造工程に伴う廃棄物の状況を、それぞれ記入し返送してください。

Q 6. 県内にある複数の事業所に調査票が届きましたが、廃棄物の処理は1か所でまとめて処理しており、事業所ごとで把握していない。

A 6. 1つの調査票にまとめて記入していただいて結構です。その際「事業所の概要」及び「事業の概要」部分に全ての事業所の合計数を記入した上で、廃棄物に関する内容を記入してください。
また、複数の事業所分をまとめて記入していることがわかるように、まとめた調査票の「調査票番号」を空いているスペースに必ず記入して下さい。

Q 7. 県内に複数の事業所があるのですが、1つの事業所だけに調査票が届きました。他の事業所の廃棄物も併せて記入するのですか？

A 7. 調査票が届いた事業所で発生した産業廃棄物についてのみ記入してください。
ただし、建設業の場合はその事業所が岡山県内で行った工事から発生した廃棄物について記入してください。

Q 8. 旧住所または旧社名で届いたのですが、どうすればいいですか？

A 8. 調査票の余白部分に「住所変更」または「社名変更」と記入し、新しい社名または新しい住所を記入した上で、廃棄物に関する内容を記入し返送してください。

廃棄物の発生なし

Q 9. 産業廃棄物は発生しなかったのですが、その場合も回答が必要ですか？

A 9. 「産業廃棄物実態調査票【その1】」を記入し返送してください。
統計処理上、返送していただければ、貴重な資料となり、より解析精度が向上しますので、事業所の概要など1ページ目のみを記入して返送してください。

対象廃棄物・種類

Q10. 同一敷地内にある複数の事業所でまとめて廃棄物を処理しており、事業所ごとで把握していない。

A10. 「事業所の概要」及び「事業の概要」部分に同一敷地内全ての事業所の合計数を記入した上で、廃棄物に関する内容を記入し返送してください。
また、複数の事業所分をまとめて記入していることがわかるように、まとめた調査票の「調査票番号」を空いているスペースに必ず記入してください。

Q11. 廃棄物の分類番号が分類番号表をみても分かりません。

A11. マニフェスト伝票を確認いただき、マニフェスト伝票と同じものをご記入いただいて結構です。

Q12. 「売却したもの」についても回答する必要がありますか？

A12. 本調査は、令和6年度に発生した産業廃棄物及び有償・無償引渡物を対象としています。
このため、売却したものについても、ご回答ください。売却量が不明な場合は、おおよそで結構です。

Q13. 廃棄物の量をトン(t)やキログラム(kg)などで把握していない。

A13. 把握している単位での量で結構ですが、その際は必ず単位の記入をしてください。

Q14. 年間発生量や委託先などがよくわからないのですが。

A14. 廃棄物の処理を委託している場合は、マニフェスト伝票を参考に記入してください。
最終ページにマニフェスト伝票の一例を載せておりますので、参考にしてください。
不要物を売却した場合などは、何tトラック何台分、ドラム缶何個分、月平均何kgなどのように推計して記入してください。

Q15. 自社で焼却(脱水)していますが、処理後の量しかわかりません。

A15. 焼却処理の場合、処理前の量については概算で記入してください。脱水処理の場合は計算式に従って計算してください。含水率が不明の場合は処理後量のみの記入で結構です。

その他

Q16. 会社で集計している年度と合わず、集計ができません。

A16. 決算などから、調査年度と集計している時期が合わない場合は、直近の時期で記入してください。

Q17. 製造品出荷額等は全社での集計しかなく、事業所ごとの金額はわかりません。

A17. 全社の従業員数に対する事業所の従業員数の割合で、製造品出荷額等を推計し、記入してください。

Q18. 製造品出荷額等とは何ですか。

A18. 令和6年4月から令和7年3月までの1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、その他収入額のことです。
①製造品出荷額とは、当該事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他に支給して製造させたものを含む）を、令和6年度中に当該事業所から出荷した場合の工場出荷額をいいます。
また、次のものも製造品出荷に含まれます。
ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの
イ 自家使用されたもの（当該事業所において最終製品として使用されたもの）
ウ 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、令和6年中に返品されたものを除く）
②加工賃収入額とは、令和6年度中に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいいます。
③その他収入額とは、出荷額及び加工賃収入額以外の収入額をいいます。

電子マニフェスト

Q19. 電子マニフェストとは何ですか。

A19. 電子マニフェストとは、情報処理センターが運営するネットワークを利用して、排出事業者・収集運搬業者・処分業者がマニフェスト情報を報告・管理するシステムです。このため排出事業者は、産業廃棄物の処理を委託する場合、紙マニフェストか電子マニフェストのどちらかを選択することができます。ただし、電子マニフェストを利用するためには、排出事業者・収集運搬業者・処分業者の三者が加入している必要があります。
廃棄物処理法第13条の2の規定に基づき、日本産業廃棄物処理振興センターが全国で1つの「情報処理センター」として指定され、電子マニフェストシステムの運営を行っています。